

## 序章 箕輪町らしい景観形成にむけて

### 大切にしたい箕輪町の景観



萱野高原からの眺め

萱野高原から見渡すと、天竜川と市街地や水田などの農地や、河岸段丘が遠く続いている景色が広がり、中央アルプスと南アルプスという二つの大きな山脈に抱かれた谷に暮らす私たちの町が広がります。町の東西の高台からは、眼前の農地や平地林とその奥にそびえるアルプスの雄大な眺め。町の真ん中を悠々と流れる天竜川とそこに架かる橋、古くからある集落の通り。これらの町の中から当たり前に眺める景観は、長い年月をかけて自然が作り出した地形的な特徴であったり、何百年や何千年も続く人々の営みが作り出した、この町にしかないものです。

わたしたちは例えば雄大なアルプスの眺めを美しいと感じたり、天竜川や箕輪ダムを眺めて自然の豊かさを感じたり、花や緑豊かな森林を眺めて心地よさを感じます。眺めることで心が癒されたり、元気をもらったり、ふるさとを感じたり、季節の移ろいを知るなど、景観は私たちの毎日を豊かなものにする、かけがえのないものです。

そのため、わたしたちは箕輪町の景観をいつまでも大切に守り、また、より良い景観を創りだしていきたいと願っています。また、町に住むわたしたちばかりでなく、町を訪れた全ての人達に町の素晴らしい景観に感動してもらいたいと願っています。

さらには、この箕輪町の景観をいつまでも良好なものとして、子ども達へつなげていきたいと考えています。

#### コラム 「景観とは」

「景観」はいろいろな言葉で定義をされています。

- 広辞苑・・・「風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ」、「自然と人間界のことが入り交じっている現実の様」
- 造園用語辞典・・・人間をとりまく総合的な眺め。「景」には『ひかり』、「ありさま・ようす」、「観」には『見方・とらえ方』という意味が含まれている

つまり、景観とは山、川、建物など物質そのものではなく、「私たちの周りの環境の見え方」と言えます。

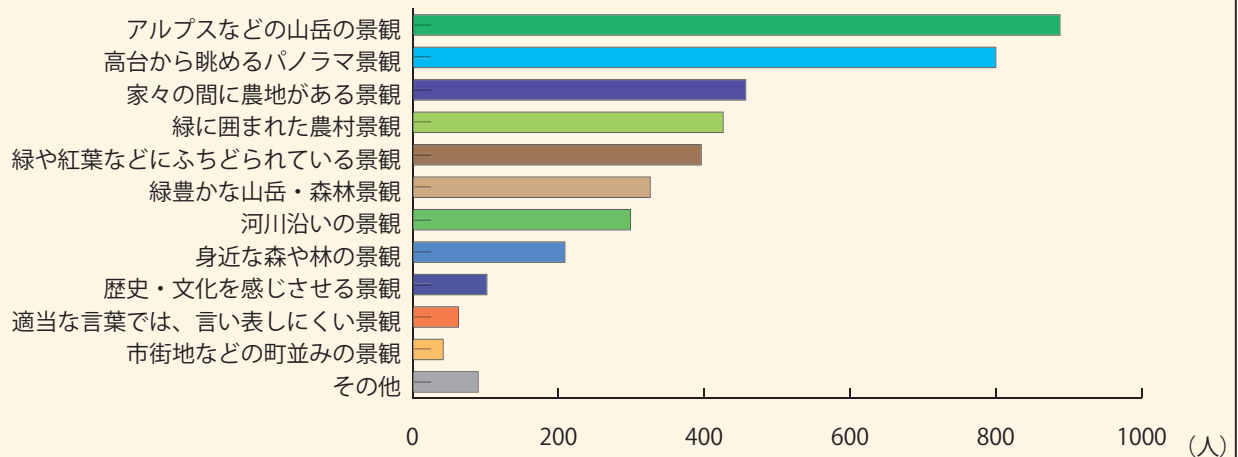
## コラム 「箕輪町らしい」景観とは

景観計画の策定に先立ち、町に住んでいる皆さんが、箕輪町の景観をどのように考えているかをお聞きするため、アンケート調査を実施しました。

その中で、町の皆さんが考える「箕輪町らしい」景観というのが分かりました。以下にその結果を示します。

### 箕輪町の景観の特徴

「あなたがもし、他県に住む人から『箕輪町の景観の特徴は何ですか？』と聞かれたら、あなたはどうか答えますか？」との問いの答えは次の結果のようになりました。



この結果を見ると、多くの方が箕輪町の景観の特徴として、南アルプス（赤石山脈）や中央アルプス（木曾山脈）を始めとする、山岳の景観が大きな特徴であると感じています。

どちらのアルプスも町内にある景観資源<sup>※1</sup>ではありませんが、建造物など大きな支障となるものが少なく、眺望を楽しむことができるために、このような回答が多かったと思われます。

また、同時に町中にある高台から眺めるパノラマ景観が町の景観の特徴として、多くの人に挙げられています。特に町の東側にある菅野高原から眺める町の姿やその背景にある、河川、田園、山岳などを合わせた景観が「大切にしたい景観」としても多くの人に挙げられています。



町内から望む中央アルプスの山並み

※1 日常的に見える景観的に優れた対象物のこと。眺め、地形、建築物、工作物、樹林、樹木、石碑、石像など。

# 第1章 計画の主旨

## 1. 計画策定の背景と意義

わたしたちの身の回りの無秩序な開発を防ぐとともに、良好な景観を守り育てていくために、国によって平成16年に「景観法」が公布（平成16年6月18日 法律第110号：平成17年全面施行）され、各地方自治体に合った景観形成についての計画をつくることが可能となりました。

また長野県においても、県内の景観をより良くしていくために「長野県景観条例」が平成4年に施行されています。

町ではこの「長野県景観条例」により景観形成を進めてきましたが、箕輪町固有の特性やそれに基づく景観、さらには地域ごとの暮らしや歴史・文化に基づく細かな事情などに配慮する必要が出てきました。

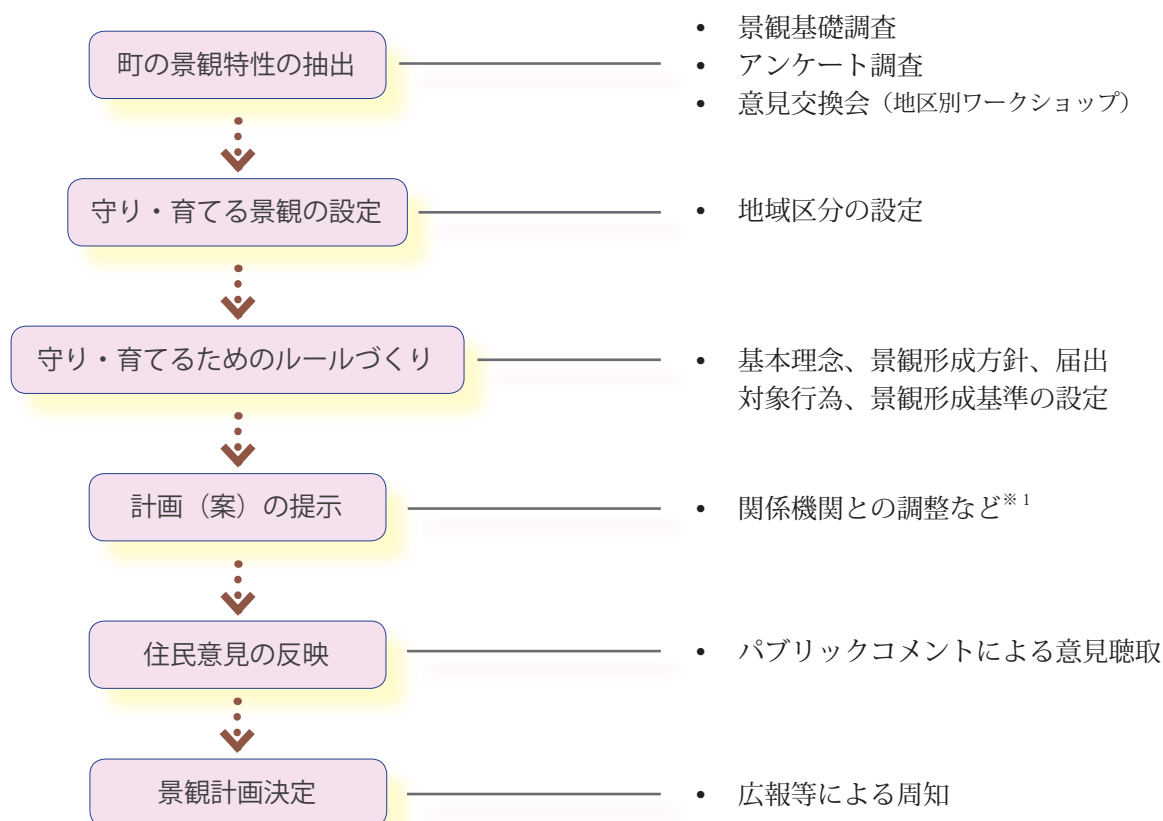
そこで、町では景観法に基づき、良好な景観形成を実現するためのルールをつくり、自分たちの手で自分たちの景観の未来を決めることのできる「景観行政団体」へ移行し、町の景観のありたい姿について考え、町固有の特性を反映した景観形成の計画を策定することとしました。

計画の根拠法となる景観法では、その目的を「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り」、その結果として「国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること」としています。

従って本計画も、単に町の景観を良好にすることだけではなく、そこに暮らすわたしたちの生活を快適なものにしたり、町や地域を発展させたりすることにより、より良いまちづくりを目指していくものです。

## 2. 計画策定の経緯

本計画策定の経緯は、下記のとおりです。



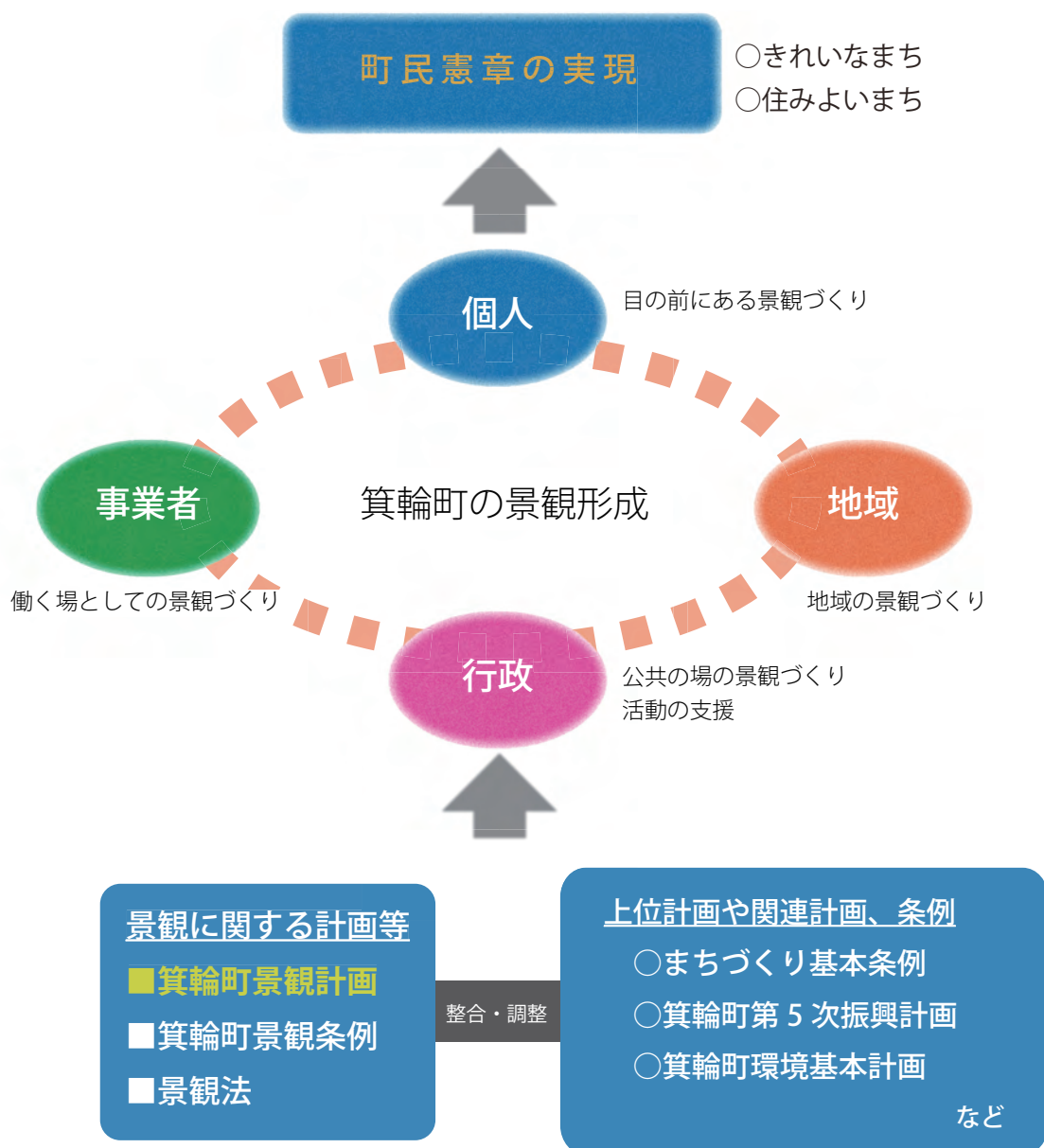
※1 長野県との協議、都市計画審議会への諮問、町議会への報告・審議、景観条例制定など

### 3. 計画の位置づけ

本計画はまちづくりの基本ともいえる町民憲章を実現するために、景観法第8条に基づく「景観計画」として定めるものです。

本計画はまちづくりの整備方針の分野別計画と位置づけ、関連計画と整合するものとします。まちづくりには様々な分野がありますが、景観形成は各分野の施策と横断的に連携をしたり、調整を図ったりする特徴的な性格を有しています。

そのため、上位計画である第5次振興計画や関連計画との整合を図りながら、良好な景観形成を進め、景観形成基本理念を実現するとともに、町民憲章で掲げられている「きれいなまち」や「すみよいまち」の実現をめざします。



町民憲章の実現に向けて

## 4. 箕輪町の景観形成

### (1) 景観形成の担い手

箕輪町の景観は、誰が守り、育てていくのでしょうか。町の景観形成にかかわる主体として、個人、地域、事業者、行政の四者があります。

四者はそれぞれの立場で景観形成に関わりますが、立場ごとにできることが異なります。この四者が「できることをやる」ことによって、町の景観形成を進めていきます。

立場	できること	活動事例
個人	目の前にある景観づくり	ゴミ拾い、草刈り、庭の手入れ
地域	組織的な活動による地域の景観づくり	地域資源の保存・活用・創出（祭りの開催や視点場整備）
事業者	働く場としての景観づくり	敷地内の整備、風景に配慮した建築物等、看板作成
行政	公共の場の景観づくり 活動の支援	公共施設のデザイン、組織支援

### ■ それぞれの立場での活動事例

個人ができること



庭の緑化

地域ができること



視点場周辺の整備

事業者ができること



風景に配慮した看板

行政ができること



公共施設のデザイン

## 5. 景観形成の制度と進め方

箕輪町では、本計画の基本理念を実現するために、景観法による様々な制度を利用しながら、それぞれの立場による景観形成活動を活性化し、協働による景観形成を進め、さらに住みよい町づくりを進めていきます。

また、景観法に関連する制度や取り組みについても景観形成を進めるための重要な事項として本計画で取り扱います。

### (1) 景観法による様々な制度

- ・ 景観形成方針
- ・ 届出制度
- ・ 景観形成の基準
- ・ 景観重要公共施設及び樹木の指定
- ・ 景観協議会

#### 景観形成の方針

景観形成の方針は、法第8条第3項に定める良好な景観の形成に関する方針です。町ではこの方針によって箕輪町らしい景観形成を進めていきます。

#### 届出制度

一定規模以上の建設行為等については、町に届出を行っていただくものとします。届出の規模は「第4章 1.届出対象行為」で定めるとおりです。また、届出については、第4章で定める「2.景観形成基準」を見据えたものとします。

#### 景観形成基準

建築物等を建てる際、景観形成の方針を具体化するためのルールをまとめたものが景観形成基準です。

景観形成基準は、地域区分ごとにそれぞれ定めます。

#### 景観重要建造物及び樹木

町内にある文化財及び保存樹木として登録されたもの（国指定の文化財を除く）を中心に、景観重要建造物及び樹木の指定を行い、景観の保全・育成・創出を進めます。

#### 景観協議会

よりよい景観形成を進めるため、景観形成活動をしている個人や団体、事業者などが集まって必要な協議を行うことのできる組織を景観協議会として組織することを検討します。

これは、法第15条に定められる景観協議会によるものです。景観協議会は景観形成活動を行う団体が情報の交換や連絡の場として相互に連携できる組織です。

## (2) 景観法に関連する制度や取り組み

- ・ 景観審議会
- ・ 住民協定
- ・ 景観形成活動団体の登録
- ・ 公共施設景観形成指針

### 景観審議会

町の景観形成に関する重要事項を調査・審議するため町長の諮問機関として設置するものです。審議員は公募町民や有識者などにより構成されます。

審議会では、計画の改訂や更新、届出対象行為への助言・指導など景観形成に関する重要事項について審議します。

### 住民協定

良好な景観の形成を目的として住民協定が締結される地区を、箕輪町景観形成住民協定地区として認定することを検討し、地域住民の方々による景観形成を推進します。

### 景観形成活動団体の登録

ゴミ拾いや花の植栽などの活動や景観形成の普及・啓発など景観形成活動を進める団体を町の景観形成活動団体として登録を行い、町民が主体となった景観形成を促す取り組みを進めていきます。

### 公共施設景観形成指針

公共事業として行う建設行為については、景観形成の方針と基準の内容を踏まえて「公共施設景観形成指針」を本計画の「第6章公共施設の整備に関する事項」に定め、その内容に沿った景観形成を進めていきます。